

## 志布志市共同墓地災害復旧・環境整備事業補助金交付要領

### 1 用語の定義

- (1) 共同墓地 地域の住民が自ら管理する墓地で一般的に認められるものをいう。市に備える墓地台帳に記載のある共同墓地とする。
- (2) 環境整備事業 墓地内フェンス、手すり及び水道等の設置工事をいう。なお、大木の伐採は、通常の維持管理になるため対象外とする。
- (3) 災害復旧事業 暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象によって、墓地敷地に被害を生じた場合、墓地敷地を原状に復する工事をいう。

### 2 補助対象者

補助金の交付対象者は、環境整備事業及び災害等の復旧事業を実施する当該共同墓地の管理者とする。

### 3 補助額、限度額及び対象事業費

補助額、限度額及び対象経費は、次のとおりとする。

事業名	補助額	限度額
災害復旧事業	事業経費の2分の1以内	50万円
環境整備事業	事業経費の2分の1以内	30万円

補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

### 4 施工事業者

事業に係る施工業者は、市内に本支店を置く事業者とする。

### 附 則

この要領は、令和4年6月29日から施行する。